

送信者： 春日井市 総務課 <somu@city.kasugai.lg.jp>
宛先： senkyo@pref.aichi.lg.jp

日付： 2020年12月08日 火曜日 02:29PM
件名： 愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について(報告)

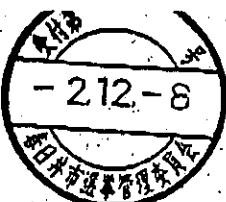
愛知県選挙管理委員会事務局 有田 様

いつもお世話になっております。
表題の件について、請求代表者の方が閲覧に来庁されましたので、報告いたします。

氏名 [REDACTED]
来庁日時 令和2年12月8日 午後1時56分

なお、来庁の際、要望書を提出されましたので、FAXで送付しました。
そちらもご確認くださいますようお願いします。

* * * * * * * * * * * * * * * * *
春日井市選挙管理委員会 宅井 佑
電話：0568-85-6071
FAX：0568-83-9988
E-mail：somu@city.kasugai.lg.jp
* * * * * * * * * * * * * * * * *



令和二年12月8日

○
○
○
卷付 選舉管理委員長様

氏名
住所
連絡先

[REDACTED]

愛知県知事解職請求における署名簿の取り扱いに関する要望書

日頃より住民自治、民主主義の発展のためご尽力いただきまして、ありがとうございます。

本日は、表題の署名簿につきまして、地方自治法などに違反する不正な署名が多数存在することから、慎重な取り扱いをお願いしたく要望を致します。

記

1. 要望理由

私は、令和2年12月8日に請求代表者として署名簿閲覧を行いました。その結果、11月4日に提出された署名簿において、同一の筆跡及び捺印によるものが多数あることが判明しました。一部では刑事告発も行われており、本署名簿が重要な証拠となることが予想されます。また、愛知県知事解職請求を主導したリコールの会の高須克也氏は、要望提出者が不正署名の存在と共に、署名簿返却後の告発を促したところ「デマである」との認識を示しました。

以上のことから、リコールの会及び請求代表者が不正署名に関与している可能性もあり、署名簿の返却により重要な証拠資料の焼却、隠ぺいも危惧されます。

また、リコールの会は7日に当該解職請求を中止すると発表しており、取り下げた場合に署名簿が請求代表者（リコールの会）に即時返却されることとなると推察致します。

2. 要望内容

11月4日に仮提出された愛知県知事解職請求の署名簿について、リコール中止により請求代表者に返還しなければならないところではありますが、不正署名の告発動向、警察の動きなど注視しながら、証拠保全の立場で慎重な取り扱いを要望致します。

3. 付記

直接請求における同一の筆跡、捺印による署名については、地方自治法第74条の4第2項に該当する署名を偽造するものであり、刑法159条1項 私文書偽造罪若しくは刑法167条 秘印偽造及び不正使用等の罪及び、地方自治法第81条第2項に該当する署名の偽造増減に関する罪にあたると思料します。



行政文書一部開示決定通知書

3 選 第 294-1 号
令和 3 年 9 月 17 日

田中 智之 様

愛知県選挙管理委員会



令和 3 年 9 月 10 日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第 11 条第 1 項の規定により通知します。

| | | |
|-------------------------------|---|--|
| 行政文書の名称 | 別紙のとおり | |
| 開示を実施する日時及び場所 | 日 時 | 令和 3 年 9 月 21 日 9 時 00 分 |
| | 場 所 | 県民生活課（愛知県県民相談・情報センター） (愛知県自治センター 2 階) |
| 開示の実施の方法 | 写しの交付 | |
| 開示の実施に要する費用の額 | 1 写しの作成に要する費用 80 円 2 写しの送付に要する費用 円分 | |
| 開示しないこととした部分 | 別紙のとおり | |
| 開示しないこととした根拠規定及び当該根拠規定を適用する理由 | 別紙のとおり | |
| 連絡先 | 愛知県選挙管理委員会事務局 電話 052-954-6069 (ダイヤルイン) | |

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、愛知県選挙管理委員会に対して審査請求することができます。
- この処分について不服がある場合は、1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 篇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります。）。
- 1 の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 篇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります。）。

注 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ御連絡ください。

3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したもののが含まれます。

別紙

行政文書の名称

- ・請求代表者の閲覧報告
- ・【高浜市】署名簿の取り扱いに関する要望書
- ・愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について（報告）
- ・愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について
- ・【豊川市】愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について（報告）
- ・【愛知県選管】愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について（R2.11.25事務連絡）

| 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定及び当該根拠規定を適用する理由 |
|-------------------|--|
| 個人の氏名、住所、電話番号及び印影 | 愛知県情報公開条例第7条第2号に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。 |
| URL | 愛知県情報公開条例第7条第6号に該当県が行う情報資産の管理事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な執行に影響を及ぼすおそれがあるため。 |